

今後の紛争処理の在り方についての検討状況 (事務局内における検討状況の概要)

I 検討の目的

ユビキタスネット社会形成の過程における環境変化の中で、今後発生することが想定される新しい形態の紛争に対しても、電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」）が迅速かつ円滑に対応していくために所要の検討を行うもの。

【背景】

- －先進的なブロードバンド環境整備とIP化の進展
- －移動体等新規事業者の参入に伴う競争の活性化 等

【検討事項】

- －想定される市場環境の変化
- －発生することが想定される紛争とその対応の方向性
- －これまでの委員会活動についての検証
- －今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方

II 想定される市場環境の変化

1 IP化の進展

- 競争状況の多様化
 - －レイヤ（事業領域）を縦断する垂直的な統合や連携
 - －レイヤ内の横断的な統合や連携
 - －固定・移動のサービス融合（FMC（Fixed Mobile Convergence））
- IPネットワーク間の相互接続の拡大
 - －信頼性、セキュリティの確保
 - －トラフィック増大への対処
 - －次世代ネットワークにおける接続
- PSTNのトラフィック減少
 - －接続料への影響

2 新規事業者の参入等

- 競争の活性化
 - －携帯電話市場への新規参入
 - －番号ポータビリティの導入
 - －MVNOの展開
- 事業者間の連携の在り方の多様化
 - －既存事業者と新規事業者
 - －FMCを実現するための固定通信事業者と移動通信事業者
 - －MVNOとMNO

3 アクセス網の高度化等

- ブロードバンドサービスの現状
- 市場の将来像

4 その他の環境変化

- NTT中期経営戦略の進展
- 通信・放送の融合の進展

Ⅲ 環境変化に伴い発生が想定される紛争とその対応の方向性

1 発生が想定される紛争例

(1) IP化の進展

- 競争の多様化
 - －市場支配力を有する事業者が関連する排他的なアライアンスにより、上位レイヤの市場での支配力を強化する結果、事業者間の公正な競争を阻害
- 次世代ネットワークへの移行
 - －次世代ネットワークの構築の過程における新たなネットワークへの接続拒否や接続条件に関する紛争
- ISP間の相互接続
 - －ピアリングからトランジットへの移行要請などを原因とする一方的な接続拒否や接続条件の見直しによる紛争
 - －セキュリティ確保や信頼性向上等ネットワーク管理上の課題に関する紛争

(2) 新規事業者の参入等

- MVNOとMNO間の接続等
 - －MVNOとMNO間の接続等に関する多様な紛争

(3) アクセス網の高度化等

- 電柱・管路等の公平な利用
 - －光引込線の敷設を巡り、電柱等の保有者と利用希望の事業者間における紛争

2 対応の方向性

- 基本的には、電気通信事業法の考え方に従い適切処理
- 明確な事前ルールが存在しない事例は、電気通信事業法の趣旨を踏まえつつ、関連する諸規範を考慮して総合的に対処
- 対応にあたっては、事例の状況に応じて、(i)利用者の利便性等消費市場に与える影響、(ii)事業者間競争への影響、(iii)業界の商慣行、取引の実態等に対する考慮も重要
- 必要な範囲で新たなルール整備への貢献

IV 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方

1 これまでの活動評価

- 委員会は、多数の紛争を短期間（2週間～3ヶ月：平均約1ヶ月）に解決。
- 紛争の簡易、迅速かつ円滑な解決を通じて、公正な競争環境の整備に貢献
- 「電気通信事業紛争処理相談窓口」における相談業務、積極的な情報公開等により紛争の未然防止にも寄与

2 基本的な方向性

- 新たな課題の解決における委員会の基本的な役割・意義
 - － 中立性、専門性、迅速性を有する紛争処理機関として、今後とも、従来から有する諸機能を十分活用し、効果的な紛争処理活動を行うのが基本
 - － IP化の進展に伴い発生することが想定される新たな類型の紛争についても、
 - ・ あっせん等を通じた柔軟で適切な解決策の提示
 - ・ 総務大臣への勧告等を通じ、ルール整備への迅速なフィードバックを行なっていくことが重要

○ 留意点

- ← 委員会のあっせん・仲裁機能は、電気通信事業法に基づくことを踏まえ、その活動を通じて、電気通信の健全な発展、利用者利便向上に資するものであることが重要
- ← 個別紛争解決の積み重ねが事前ルールの整備や事後の司法手続等に対して事例を提供するという面もあることから、今後とも、他への影響を視野に入れた透明性の高い紛争処理及び情報公開に努めることが望ましい。

3 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方

【例えば、以下のような課題について検討】

○ 専門性の向上

- ← 技術的、制度的両面において複雑化する状況に対応

○ 利便性の向上

- ← 中小事業者、地方在住事業者等のニーズに対応

○ 競争ルールへの積極的なフィードバック

- ← 紛争の未然防止機能の強化

○ あっせん・仲裁対象の部分的拡張

- ← 新しい類型の紛争等への対応

(例)・一方当事者が電気通信事業者、他方当事者が電気通信事業者でない場合
・裁定、業務改善命令等の総務大臣の行政命令権の発動に先立って、当事者にあっせん等の柔軟な紛争解決手段を選択する道を与える場合